

令和6年度兵庫県立フラワーセンター・兵庫県立公園あわじ花さじき指定管理者公募に係る質問の回答

質問番号	該当資料名	該当頁・項目	質問内容	回答
1	募集要項	花さじきP7、フラワーセンターP8 (4)修繕費等の取扱い ②小規模修繕	これまでの小規模修繕は1件30万円未満とされていましたが、今回の募集要項において、1件100万円未満の修繕を小規模修繕と改められました。また、小規模修繕については、指定管理料に含むと記載されています。これらの改正を踏まえると、30万円以上100万円未満の修繕費の実績が指定管理料に反映しているものと推察しています。小規模修繕費(100万円未満)の件数・金額等の情報をご提示ください。また、小規模修繕費について、想定より多数の修繕が発生する等、多額の経費が発生する場合は、必要経費の県負担が協議できるのかお伺いします。	修繕費については総額で把握しており、県は小規模修繕費に関して個々の件数・金額等の情報は持ち合わせておりません。個別の協議等は原則行いませんが、自然災害等により、全県的に措置するという方針が出れば、指定管理料を上乗せする等の対応を行う可能性があります。
2	募集要項	花さじきP7、フラワーセンターP8 (4)修繕費等の取扱い ③大規模修繕について	「1件100万円以上の修繕を大規模修繕とし、大規模修繕が必要となった場合は、県と協議の上、指定管理者において実施するものとします。…」とありますが、修繕の規模や内容により指定管理者が実施することが困難な場合も想定されます。このような場合、県と指定管理者の協議により、これまでと同様に本来管理者が実施する、という理解でよろしいでしょうか。また、指定管理者が大規模修繕を実施する場合の費用とは、工事費のほか、設計や工事監理にかかる費用、事務費等の費用も計上できるという理解でよろしいでしょうか。	法令上やむを得ない場合などを除き、大規模修繕は県と協議のうえ、指定管理者において実施することとしています。実施に必要な費用は都度指定管理者と県の間で協議のうえ、決定します。
3	管理水準書	花さじきP5、フラワーセンターP6 (7)修繕業務 ①補修・修繕箇所の調査について	「施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合は、その利用を制限し、直ちに、修繕方法等の検討及び修繕費用に係る見積書の作成を行うこと。」とありますが、大規模修繕においては、破損等の内容や規模により指定管理者が修繕方法の検討や修繕費用に係る見積書の作成が困難となる場合が想定されます。このような場合、県と指定管理者の協議により、これまでと同様に本来管理者が実施する、という理解でよろしいでしょうか。	法令上やむを得ない場合などを除き、大規模修繕は県と協議のうえ、指定管理者において実施することとしています。
4	募集要項	花さじきP7、フラワーセンターP8 (4)修繕費等の取扱い④ 消耗品費	①消耗品費の説明で「…必要な費用を指定管理料に計上してください。」と記述がありますが、指定管理料の基準額とは別に、計上できるとの理解で宜しいでしょうか。	指定管理料の基準額以内で計上してください。
5	募集要項	P5 (5)県民利便施設に関する事項	「ただし、外部委託、直営に関わらず、設置面積等に応じて積算した金額を提案のあった指定管理料から別途減算する場合があります。」と記載されています。この具体的な取り扱いをご教示願います。	たとえば今後、県民利便施設の公有財産価格が上昇するなど施設利用料収入の増加が見込まれる場合は、相当分を基準額から減算することとなります。

6	募集要項・様式	<p>◆花さじきP8、フラワーセンターP10 7 自主事業の実施</p> <p>◆様式集P20・P21 【様式8】事業等にかかる提案書</p> <p>(3)ア自主事業(利用促進事業)</p> <p>(3)イ自主事業(収益事業)</p>	<p>様式集には「(3)ア自主事業(利用促進事業)」「(3)イ自主事業(収益事業)」とそれぞれ設問がありますが、募集要項の自主事業の記載では主に収益事業に関する記述しか見当たりません。自主事業(利用促進事業)については、都市公園の場合と同様と考えてよろしいですか。</p> <p>(兵庫県立舞子公園・西猪名公園・播磨中央公園 指定管理者募集要項より)</p> <p>「利用促進事業とは、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する等の公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理事業の一環として行う事業です。収支：利用促進事業を実施するにあたっては、指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることができます。また、材料代等最低限の費用を徴収することは可能です。」</p>	お見込みのとおりです。
7	募集要項	<p>花さじきP9・P10、フラワーセンターP11・P12</p> <p>8 指定管理者と県の責任分担</p> <p>【責任分担表】物価・金利変動に伴う経費の増</p>	<p>物価・金利変動に伴う経費の増は、責任分担表によれば、指定管理者が負うものとされていますが、「なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。」とあります。</p> <p>最低賃金はこの5年で10%を超える伸び(R1年899円⇒R5年1,001円)を示しており、R6年は1,052円が見込まれています。また、直近の企業の業況判断や国の施策方針(最低賃金1,500円を目指すことが掲げられている)を踏まえても、賃金アップへの圧力は拡大し続けています。さらに近年の消費者物価指数(生鮮食品除く)は、対2020年の指数で107.8であり、経済物価情勢の展望(日本銀行)においても、物価の伸びは今後も年+2%と予想されています。経費増に対応した経営合理化や料金収入の増加努力を行うことはもちろんですが、それにも限界があります。こうしたことから、人件費・物価の高騰とはいえ、著しい影響が生じる場合等、指定管理料の補正等の協議は可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	個別の協議等は原則行いませんが、社会情勢や県に起因する事項等により、全県的に措置するという方針が出れば、指定管理料を上乘せする等の対応を行う可能性があります。
8	募集要項	P13 管理運営方針	<p>管理運営方針として、「(4)…地域や民間事業者等と連携することにより地域の活性化を図ること」と記載ありますが、地域住民・地元企業の声を聞く場として管理運営協議会等を立ち上げることも考えられます。</p> <p>本来管理者である県としては設置のお考えはあるのでしょうか。</p>	県が設置することは想定していませんが、指定管理者から提案があった場合、県として参画することは考えられます。